






健康保険証は 令和6年12月2日以降、新たに発行されなくなります



次の方法で、病院、薬局で手続
すれば大丈夫ですよ！

	受診時に提示するもの	使用できる期間	使用方法
マイナ保険証を お持ちの方	マイナ保険証 	令和3年10月から	① マイナンバーカードを入手後、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行います。 ② 病院・薬局に設置されているカードリーダーで読み取らせて使用できます。
マイナ保険証を お持ちでない方	健康保険証 (カード型) 	令和7年12月1日まで	・令和6年12月2日以降、新規発行はできませんが、いまお持ちの健康保険証は令和7年12月1日まで、これまでどおり使用できます。
	資格確認書 (カード型) 	令和6年12月2日から	① 被保険者からの申請(会社の健保担当者経由)に基づき、マイナ保険証をお持ちでない方に健保組合が発行します。 ② 病院・薬局に提示して、マイナ保険証の代わりに使用できます。
マイナ保険証が 使用できないとき	マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ (はがき型) 	令和6年12月2日から	・9月に配付した資格情報のお知らせ(新規加入者は資格取得時に交付)とマイナ保険証をいっしょに病院・薬局に提示します。
	マイナ保険証 + マイナポータル (スマートフォン) 	令和6年12月2日から	① マイナポータルにログインし、登録されている健康保険証情報を表示します。(事前に保存したPDFファイル画面でも可) ② マイナ保険証といっしょに病院・薬局に提示します。

(注)より詳しく知りたい方は、次の資料(厚生労働省国民向けリーフレット)をご覧ください。

- ① [001332487.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/000016112_00001.pdf)
- ② [001334755.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/000016112_00002.pdf)

1. 健康保険証について

- (1)法改正により、令和6年12月2日以降は、従来の健康保険証は、新規発行・再発行ができなくなります。
- (2)経過措置期間である令和7年12月1日までは、有効なものとして使用することができます。
- (3)従来の健康保険証の有効期限は、令和8年9月30日になっていますが、令和7年12月2日に効力を失います。
- (4)経過措置期間である令和7年12月1日までに資格喪失された方は、健康保険証を健康保険組合に返却してください。経過措置期間が終了する令和7年12月2日以降は返却不要です。各自で裁断のうえ破棄するようにしてください。

2. 資格確認書について

- (1)従来の健康保険証の新規発行・再発行ができなくなるため、オンライン資格確認ができない状況にある方(マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない方)が、健康保険組合の加入者であることを証明するものです。有効期限は、原則、令和6年12月2日から令和11年12月1日までの5年間です。ただし、新生児の被扶養認定の際には、マイナンバーを届出できないことが想定されますので、その場合は、誕生日から2カ月の有効期限で資格確認書を交付します。
- (2)必要な方は、会社の健保窓口担当者を経由して、申請書を提出してください。健康保険組合で交付対象であることを確認したうえで、交付します。
- (3)資格確認書の交付対象となる方は次のとおりです。
 - ① マイナンバーカードを紛失した、あるいは更新中である方
 - ② マイナ保険証での受診が困難で介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方(高齢者、障害者など)
 - ③ マイナ保険証の利用登録解除を申請した方(登録解除者)、
 - ④ マイナンバーカードを取得していない方
 - ⑤ マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
 - ⑥ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方、
 - ⑦ マイナンバーカードを返納された方
- (4)従来の健康保険証は令和7年12月2日で有効期限が切れるため、その時点で上記(3)に該当する方には、申請によらず、健康保険組合が資格確認書を交付いたします。
- (5)健康保険組合が申請を受理してから、資格確認書を交付するまでは1週間程度かかります。マイナ保険証の場合は、2～3日で利用可能となりますので、マイナ保険証のご利用をお勧めします。
- (6)資格確認書の有効期限までに資格喪失した場合は、資格確認書を健康保険組合に返却してください。
- (7)資格確認書を紛失・毀損した場合は、会社の健保窓口担当者経由で再交付申請を行ってください。

3. 資格情報のお知らせについて

- (1)マイナ保険証を利用できる方に交付するもので、その目的は次のとおりです。
 - ① 健康保険証廃止後、マイナンバーカードには被保険者の記号・番号や健康保険組合の情報が記載できないことから、こうした資格情報を簡易に確認できるようにすること
 - ② マイナ保険証利用者に対し、健康保険組合での加入者登録が完了し、マイナ保険証を使用できることになったことをお知らせすること
- (2)カードリーダーが使えないなど、マイナ保険証で資格情報を確認できない際に、マイナ保険証と併せて、病院に提示することで受診することができます。薬局でも同様です。(資格情報のお知らせだけでは、受診等はできません。)
- (3)資格情報のお知らせには有効期限がありません。資格喪失時に返却する必要もありません。
- (4)資格情報のお知らせを紛失・毀損した場合は、会社の健保窓口担当者経由で再交付申請を行ってください。

4. 限度額適用認定証、限度額・標準負担額減額認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証について

マイナ保険証によりオンライン資格確認できますので、原則として交付いたしません。
ただし、医療機関が対応していないなど、特段の理由がある場合は申請により交付いたします。

5. マイナ保険証利用登録の解除について

- (1)マイナ保険証の利用登録の解除を希望する場合は、会社の健保窓口担当者を経由して、健康保険組合に解除申請書を提出してください。
- (2)利用登録の解除状況については、マイナポータルで確認できますので、健康保険組合から解除完了の通知は行いません。
- (3)マイナ保険証の利用登録の解除を健康保険組合が受け付けると資格確認書を交付いたします。

6. お問い合わせ先

各社健保窓口担当者またはENEOSグループ健康保険組合
※ ENEOSグループ健康保険組合(適用担当) TEL:045-414-8425 平日:9:00から17:00